

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料(令和2年3月24日～)

1 判定手数料(法12Ⅰ関係)

【対象】

新築の場合…非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)※¹が2,000㎡以上
 増改築の場合…以下の(1)から(3)までのすべてに該当するもの
 (1)増改築後の非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)が2,000㎡以上
 (2)増改築部分の非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)が300㎡以上
 (3)特定増改築※²に該当しない

【手数料額】

非住宅部分の床面積※ ³	評価方法		法第30条第1項の認定に含まれる他の建築物※ ⁵
	モデル建物法※ ⁴	左記以外	
2,000㎡以上～5,000㎡以下	264,180円	587,520円	89,760円
5,000㎡超～10,000㎡以下	345,780円	724,200円	142,800円
10,000㎡超～25,000㎡以下	415,140円	855,780円	179,520円
25,000㎡超～50,000㎡以下	486,540円	976,140円	224,400円
50,000㎡超～	630,360円	1,216,860円	314,160円

- ※¹ 令4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ※² 法附則第3条に規定する特定増改築(法の一部施行日(平成29年4月1日)前に新築された建築物の増改築で、かつ、「増改築部分の床面積」 $\leq 1/2 \times$ 「増改築後の床面積」を満たす増改築)をいいます。
- ※³ 法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積をいい、開放部分を含みます。
- ※⁴ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。
- ※⁵ 法30条第1項の認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画における他の建築物のうち、当該認定と同一の評価方法を行ったものに限る。

2 変更判定手数料(法12Ⅱ関係)

【手数料額】

変更に係る部分の床面積 $\times 1/2$ +増築部分の床面積	評価方法		法第31条第1項の認定に含まれる他の建築物※ ²
	モデル建物法※ ¹	左記以外	
0㎡超～300㎡以下	97,920円	255,000円	11,220円
300㎡超～2,000㎡以下	163,200円	412,080円	30,600円
2,000㎡超～5,000㎡以下	264,180円	587,520円	89,760円
5,000㎡超～10,000㎡以下	345,780円	724,200円	142,800円
10,000㎡超～25,000㎡以下	415,140円	855,780円	179,520円
25,000㎡超～50,000㎡以下	486,540円	976,140円	224,400円
50,000㎡超～	630,360円	1,216,860円	314,160円

- ※¹ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。
- ※² 法31条第1項の認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画における他の建築物のうち、当該認定と同一の評価方法を行ったものに限る。

3 軽微変更該当証明書交付手数料(規則11関係)

【手数料額】上記2に同じ